

# コロナ禍の講演セミナーへの 講師派遣・特別対応2020改定

## 〔イベント開催に関する政府方針の改定〕

令和2年11月12日政府より、大声での歓声や声援等がないイベントに関して収容率の制限が撤廃されました。これにより令和2年度（～2021年3月31日）の講師派遣に関する特別対応を下記の通り改定致します。

## 〔特別対応①緊急事態宣言下でない場合〕

上記による会場の収容率が100%になりましたが、開催について不安がある場合、オンライン開催については1回目の講演を録画し、同日2回目に動画配信による講演の開催を支援します。

たとえば、参加者100名で講演を開催したいが、収容人数100名の会場での開催に不安がある場合、1回目は定員50名で実際にオンライン講演会を開催し、2回目はその録画映像をYouTube動画の限定配信で上映するスタイルで講演会を開催できます。

## 〔特別対応②中止・延期のキャンセル対応〕

当日キャンセルの場合も講師のキャンセル料は発生しません。  
（既に手配済の交通宿泊費のキャンセル料はご負担頂きます）

代替開催方法のウェビナー（オンラインセミナー）への切替えは開催当日まで対応します。

## 講師派遣の条件

- (1) 講師派遣の発地と開催地、いずれにも緊急事態宣言が発出されていないこと
- (2) 会場の収容率が屋内 5000 人以下、かつ政府方針による収容率以下であること
- (3) 講師、受講者、スタッフの検温、体調確認、マスク着用、手指消毒を行うこと
- (4) 講師と受講者の距離は 2メートル以上開けること
- (5) 感染リスクを減らすため、原則1講演 90 分以内とする（休憩を含む）
- (5) 90 分を超える場合、間に十分な喚起の時間を取ること
- (6) 演習はセルフワークを基本とし、声を発する意見交換等は避ける

## 講師派遣不可の場合

- (1) 発地又は開催地のいずれかが再度、緊急事態宣言の対象となった場合  
この場合、当日中止の場合でもキャンセル料は頂きません  
尚、交通宿泊費のキャンセル料が発生した場合は主催者様にてご負担をお願いします。

## 代替開催方法 ウェビナー（オンラインセミナー）、動画配信、講演 DVD について

新型コロナ感染状況により、開催地への講師派遣が難しいと判断される場合、主催者様にて回避の判断をされた場合、講師が東京にいながらオンラインにて講演を行うウェビナーでの開催、動画配信、講演 DVD の制作への切り替えも可能です。オンライン開催への切り替えは講演会当日でも対応可能です。尚、ウェビナーを代替方法として検討する場合、事前に当日使用するアプリを使用したテスト通信を行います。

## 2020 年度（令和 2 年度）の特別対応について

- (1) 会場の収容率に不安を感じる場合  
オンラインでの講演会を行う場合、1 回目はリアルタイムで講演を行い、その録画映像を動画配信にて YouTube の限定配信にて 2 回目の講演会で上映するスタイルでの開催をサポートします。
- (2) 質疑応答について  
感染予防のため、質疑は事前に頂いた質問に回答するか、講演後の質問には後日回答することを原則として、会場での受講者とのやりとりは極力行わないこととします。

## 免責、損害賠償について

今回の新型コロナウイルスに関し、講師は感染予防に万全を期すものですが万が一の事態が発生した場合、又はその恐れがある場合は以下、講師派遣の一般的な免責等の取り扱いと同様の方針です。地震、噴火、津波、台風などの予期せぬ大災害、交通機関の途絶や大規模な停電、講師の逝去、急病や不慮の事故、その他やむを得ない合理的事由により、本講演会に講師を派遣できなくなった場合、いずれの当事者も損害賠償の責任を負いません。尚、講演・研修などに関連して、万一当社の故意または重過失等により講演・研修などの不履行が生じた場合は損害賠償等の責任を負う場合は、必要な損害部分の賠償を主催者様と協議させて頂き、誠意をもって対応致します。

## その他

今後、政府より新たな方針や基準が示された場合、本対応の内容の見直しを行う場合があります。